

区外転出者への児童手当の過誤払いについて

| 平成27年6月25日(木)発表

ところ | 練馬区教育委員会事務局 こども家庭部子育て支援課

平成 27 年 6 月 23 日、昨年 9 月に練馬区から他自治体に転出された方から「練馬区から児童手当が 支払われている」との連絡がありました。区が調査したところ、転出時に支払停止処理がなされなか ったことによる過誤払いが、この方を含めて10件発生していたことがわかりました。

区では過誤払いがあった受給者の方々に対して、謝罪および経過説明を行ったうえで、過誤払い分 の返還を依頼いたします。

児童手当の過誤払いについて、区民の皆様に深くお詫びいたします。区では再発防止のため、業務 改善に努めます。

【経過】

平成 27 年 6 月 23 日、昨年 9 月に練馬区から他自治体に転出された方から「練馬区から児童手当 が支払われている」との連絡がありました。

区で調べたところ、平成26年9月5日から8日に転出手続をされた方のうち、9名の方の児童 手当の支払い停止がなされていませんでした。原因は、同年9月9日、職員が停止処理を行う際に システムの操作を誤り、処理が完了していなかったためでした。

また、これを受けて、区でシステム上のデータ全件の確認を行ったところ、同じ誤操作により平 成25年5月分にも1件の児童手当過誤払いがあったことがわかりました。

【件数および金額】

10 件 1,055,000 円

平成 26 年 10 月分~平成 27 年 5 月分 9 件

平成 25 年 5 月分 1 件

1件当たりの金額 15,000円~240,000円

【受給者への対応】

過誤払いが発生した受給者に対して、6月25日から謝罪および経過説明を行ったうえで、過誤 払い金の返還を依頼します。

【再発防止策】

本件は、職員のシステム処理の誤操作が原因でした。区では以下のとおり対応します。

システム操作の手順について、職員に周知徹底します。

支給対象者の中に転出者が含まれていないことをチェックする仕組みを検討・実施します。

【問い合わせ】こども家庭部 子育て支援課 児童手当係 電話03-5984-5824